

別表2（第6条及び第7条関係）

## 助成対象経費、助成率及び助成限度額

事業名	助成対象経費	助成率	助成限度額 (年)
住宅の借上げ	<p>① 家賃、管理費（共益費） ※1戸につき合計、月82,000円を上限とする。</p> <p>② 礼金 ※1戸につき1回限り、82,000円を上限とする。</p> <p>③ 更新料 ※1戸につき1回限り、82,000円を上限とする。</p> <p>④ 仲介手数料 ※1戸につき1回限り、82,000円を上限とする。 ※宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条の規定による仲介手数料の限度額の範囲内に限る。</p> <p>⑤ その他、借上げ住宅に必要な費用で、理事長が適当と認めたもの</p>	1/2	200万円
食事等の提供	<p>① 食事等の提供に係るサービスの利用料、初期導入費用、配達料 ※契約に基づく継続的かつ定期的なサービスとする。</p> <p>② 上記①に伴う設備のレンタル又は購入費用 ※汎用性があり、助成対象事業の目的以外で使用できる設備については対象外</p> <p>③ 上記①に係る飲食代 ※一人当たりで換算した飲食の提供量及び価格が、社会通念上相当と認められるものであること。</p> <p>④ その他、食事等の提供に必要な費用で、理事長が適当と認めたもの</p>	1/2	50万円
健康増進サービスの提供	<p>① 健康増進に係るセミナー・研修等（座学・実技）の実施費用</p> <p>② 法令等で義務付けられていない健康診断、産業医等の面談、ストレスチェック等の実施費用 ※35歳以上のみを対象とするものでも可</p> <p>③ 都内事業所に設置・使用する健康器具の購入又はレンタル費用 ※娯楽性の強いものを除く。</p> <p>④ その他、健康増進サービスに必要な費用で、理事長が適当と認めたもの</p>	1/2	50万円

注1：助成対象事業ごとに算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、切り捨てる。

注2：助成対象事業で要した経費の支払手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国

通貨で支払うものに限る。

別表2（第6条及び第7条関係）

注3：助成対象経費は、助成対象事業者が、都内で実施する助成対象事業に要する必要最小限の経費とし、社会通念上適正な価格で取引されたものに限る。